（様式１）

受　　付　　印

令和　　年　 月 　日

# 市営住宅駐車場貸付一般競争入札参加申込書

（あて先）横須賀市長

　「令和６年度市営住宅駐車場貸付一般競争入札説明書」に基づき、入札に参加の申込みをします。

　入札参加（申込）資格について調査することに同意します。

　（参加申込者）

　　　住　所（法人の場合は所在地）

　　　氏　名（法人の場合は名称及び代表者）

　　　　　　　　　　　　印

　（事務担当責任者）

　　　所属・職名

　　　氏　名

　　　連絡先住所

　　　電　話

　　　ＦＡＸ

　　　Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

受付番号

（様式２）

令和　　年　　月　　日

# 入札参加資格申立書

（あて先）横須賀市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　（参加申込者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（法人の場合は所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人の場合は名称及び代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　下記項目に適合していることを申立ていたします。また、必要に応じて調査等を実施することに同意いたします。

なお、下記項目に適合していないことが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

記

（１）駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資力及び法律上必要とする資格、登録等を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項第１号及び第２号の規定に該当しないこと。

（３）時間貸駐車場に関し、１箇所以上の実績を有し、そのうち１箇所以上を入札参加申込日時点で、２年間以上継続して運営していること。

（４）市町村税（特別区税を含む。）の滞納がないこと。

（５）入札参加申込日時点で、神奈川県内に営業拠点を有すること。

（６）時間貸駐車場の運営中にトラブルが発生した場合に、対応可能な保守・緊急対応の拠点を本市又は近隣市町村内に確保する者であること。

（７）トラブル発生時に迅速な対応を実施するため、入札参加申込日時点で、24時間365日対応可能なコールセンターを確保する者であること。

（８）関係法令の規定を遵守していること。

（９）横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第６号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者でないこと。

以上

（様式３）

# 事業者（事業）概要

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 | 本社 |  |
| 神奈川県内の営業拠点 |  |
| 資本金 |  |
| 設立年月日 |  |
| 主たる業務 |  |
| 保守・緊急対応の拠点（本市・近隣市町村内） | 会社名 |  |
| 代表者名 |  |
| 本社所在地 |  |
| 保守・緊急対応の拠点 |  |
| 24時間365日対応可能なコールセンター | 会社名 |  |
| 代表者名 |  |
| 本社所在地 |  |
| コールセンター所在地 |  |

（様式４）

令和　　年　　月　　日

# 役員名簿

（あて先）横須賀市長

　　私は、横須賀市暴力団排除条例第２条第２号から第５号までのいずれかに該当するものではありません。また、上記の内容について、貴市が調査することに同意いたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | フ　リ　ガ　ナ | 生　年　月　日 | 性別 | 住　　　所 |
| 氏　　　　名 |
| 　 | 　 | TS　　　　年　月　日H | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | TS　　　　年　月　日H | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | TS　　　　年　月　日H | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | TS　　　　年　月　日H | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | TS　　　　年　月　日H | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | TS　　　　年　月　日H | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | TS　　　　年　月　日H | 　 | 　 |
| 　 |

　 ※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

　 ※氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

（様式５）

[収入印紙]

# 市有財産一時貸付契約書

貸付人　横須賀市(以下｢甲｣という。)、借受人〇〇(以下｢乙｣という。)と連帯保証人△△（以下「丙」という。）は、「令和６年度市営住宅駐車場貸付一般競争入札説明書」（以下「入札説明書」という。）に基づき、甲乙丙の間において、次の条項により市有財産について一時貸付を目的とした賃貸借契約を締結する。

なお、本契約は、借地借家法（平成３年法律第90号）の適用はないものとする。

(一時貸付物件)
第1条　一時貸付物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **物　件　名** | **所　　在** | **地目** | **数量（㎡）**  |
| 天神アパート | 追浜本町2丁目29番13 | 宅地 | 68.71 |
| 追浜東町アパート | 追浜東町３丁目59番１、61番２ | 宅地 | 87.25 |
| 久里浜改良アパート：Ｇ棟 | 久里浜６丁目642番４ | 宅地 | 75.00 |
| 久里浜改良アパート：Ｉ棟 | 久里浜６丁目642番４ | 宅地 | 96.75 |
| 八幡ハイム | 久里浜３丁目93番１ | 宅地 | 137.50 |

(一時貸付期間)

第２条　一時貸付期間は、令和６年11月１日から令和11年10月31日までの５年間とする（駐車場施設の整備、設置及び原状回復に要する期間を含む）。

(一時貸付物件の用途等)

第３条　乙は、自ら一時貸付物件に無人機械式時間貸駐車場（24時間営業）を整備し、貸付期間中継続して管理を行うものとする。カーシェアリングの実施や自動販売機の設置も用途に含まれるものとするが、面積の過半を無人機械式時間貸駐車場が占めなければならない。

２　乙は、第１項の用途の使用に際しては、一時貸付物件を自ら整備する工事費及び運営のための維持管理費を負担しなければならない。

(一時貸付料)

第４条　第２条に定める期間にかかる一時貸付料（契約金額）は、金〇〇円（月額△△円×60ヶ月）とする。

(一時貸付料の納付)

第５条　乙は、前条に定める一時貸付料は、月毎に甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

２　甲は、以下の貸付料は返還しない。

（１）貸付期間が経過した月分に対する貸付料

(２)第17条第１項第２号から第７号までに掲げる事由により本件契約が解除された場合の、納付済

みの貸付料

(一時貸付料の改定)

第６条　甲は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があるときは、乙に対して一時貸付料の増額を請求することができる。

２　甲が前項の規定に基づき、乙に対して一時貸付料の増額を請求するときは、甲乙協議のうえ、その額を決定する。

(貸付料の延滞金)

第７条　乙は、第５条第１項に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、その納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）に定める割合を乗じて計算して得た額を延滞金として甲に納付しなければならない。

(契約保証金)

第８条　乙は、本件契約の締結と同時に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第２項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として、貸付料の３月分を、甲の発行する納付書により、甲に納入しなければならない。

２　納付済の入札保証金があるときは、前項の契約保証金の一部として充当する。

３　第６条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、乙は、増額後の契約保証金の額（円未満切上げ）と従前の契約保証金の額との差額を、甲の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に甲に納入しなければならない。

４　契約保証金には、利息を付さない。

５　乙は、甲に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

６　契約保証金は、その契約が終了し貸付物件を返還させる際にこれを還付する。ただし、乙において未納の貸付料、延滞金及び損害賠償その他の債務があるときは、契約保証金のうちからこれを控除する。

７　乙は、契約保証金の額が前項ただし書に規定する金銭債務を償うに足りない場合は、その不足額を納付しなければならない。

(物件の引渡し)

第９条　甲は、第２条に定める一時貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

(契約不適合等)

第10条　乙は、この契約締結後、一時貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、追完、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条　乙は、甲の承認を得ないで一時貸付物件の全部若しくはその一部を第三者に転貸し又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、自動販売機を設置する場合を除く。

２　乙は、土地に建物又は工作物を建設し若しくは建物の模様替を行う等一時貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない事由により仮設工作物を設置する場合には、事前に甲の承認を受けなければならない。

(修繕義務等)

第12条　甲は、一時貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該一時貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担をする。

(滅失等の報告)

第13条　乙は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失若しくは毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

(滅失等の原状回復)

第14条　乙の責に帰する事由により一時貸付物件を滅失又は毀損したときは、乙の責任において原状に回復しなければならない。また、原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

(物件保全義務等)

第15条　乙は、善良な管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全に努めなければならない。

２　乙は、一時貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(一時貸付物件の調査等)

第16条　甲は、必要と認めるときは、一時貸付物件を調査し、又は乙に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を拒んではならない。

２　乙は、月毎に利用状況及び売上状況を集計し、すみやかに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第17条　甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、本件契約を解除することができる。

(1)　甲、国、他の地方公共団体その他の公共団体において、一時貸付物件を公用又は公共用に供するための必要が生じたとき。

(2)　乙が一時貸付物件を第３条第１項の用途で使用しないとき、又はその目的で使用することをやめたとき。

(3)　乙が貸付料を納付期限後３ヶ月以上経過して、なお納付しないとき。

(4)　乙が本件契約に定める義務を履行しないとき。

(5)　乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。

(6)　乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。

(7)　乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。

２　乙は、甲の解除権の行使に伴い、第８条第６項の規定により甲の帰属とする契約保証金の額を超えて甲に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

３　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は償還しない。

４　甲は、解除権を行使したときは、乙の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

５　乙は、第１項第２号から第7号までに規定する甲の解除権の行使に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。

(違約金)

第18条　甲は、乙が第３条第１項、第11条又は第16条第１項後段に規定する義務に違反した場合においては、第４条に定める貸付料の年額(12月分)の３倍に相当する金額を、第16条第２項に違反した場合においては第４条に定める貸付料の月額の６倍に相当する金額を請求することができる。

２　前項の違約金は、乙がこの契約上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(返還及び原状回復)

第19条　乙は、貸付期間が満了したときは貸付期間の満了日までに、この契約が解除されたときは甲の指定する期日までに、乙の費用で貸付物件を原状に復し、甲の定める様式による書面をもって返還しなければならない。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めた場合は、現状のまま返還することができるものとする。

２　前項の返還は、甲の立会いの上で行うものとする。

(一時貸付料の清算)

第20条　甲は、第17条第１項第１号に掲げる事由により本契約が解除されたときは、１月を30日として日割計算により未経過期間にかかる一時貸付料を算定し返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

２　前項及び次項の規定により返還する未経過期間にかかる貸付料には利息を付さないものとする。

３　甲は、本契約の解除により、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第１項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺する。

(損害賠償等)

第21条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、前項の規定により損害賠償をする場合において、甲が前条第３項の規定により当該損害賠償金の一部を未経過期間にかかる貸付料と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

 (有益費等の放棄)

第22条　乙は、この契約が満了したとき、又は本件契約を解除されたときは、一時貸付物件に乙が支出した必要費又は改良費等の有益費、その他一時貸付物件の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第23条　本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(連帯保証人)

第24条　丙は、乙が本件契約により甲に対して負担する一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

２　丙から請求があったときは、甲は丙に対し、乙の貸付料等の支払状況や違約金、損害賠償その他全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

３　乙は、丙が次に定める資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てなければならない。

1. 年額5,996,688円（入札最低貸付価格の12ヵ月分）以上の所得又は公簿価格5,996,688円（入札最低貸付価格の12ヵ月分）以上の固定資産を有すること。

　(2)　市町村税（特別区税を含む。）の滞納がないこと。

４　丙が個人の場合の極度額は、貸付料の年額(12月分)の４倍の金額とする。

(住所等の変更の届出)

第25条　乙及び丙は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(近隣住民等への配慮)

第26条　乙は、第９条の規定による一時貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って一時貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

２　乙は、一時貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(駐車場利用者等への対応)

第27条　乙は、第３条第１項の用途の使用に際して発生するトラブル、苦情等については一切の責任を持って解決しなければならない。

(信義誠実の原則)

第28条　甲と乙は信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　乙は、一時貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(疑義の決定)

第29条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条　本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　上記の契約の締結を証するため本契約書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

（貸付人）

甲　　所在地　　　横須賀市小川町11番地

　　　　名　　称　　　横須賀市

代表者　　　横須賀市長　上地克明

　　（借受人）

　　　乙　　所在地

　　　　　　名　　称

　　　　　　代表者

　　（連帯保証人）

　　　丙　　所在地

　　　　　　名　　称

代表者

（様式６）

令和　年 月 日

# 質疑書

　（あて先）横須賀市長

「令和６年度市営住宅駐車場貸付一般競争入札説明書」に関する質疑書を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出者 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名法人の場合は名称及び代表者 |  |
| 所属・職名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電　　　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎo. | ページ | 項目名 | 質疑内容 |
| (例) | １ | １募集の目的 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（様式７）

年　　月　　日

入札保証金免除申請書

（あて先）横須賀市長

（参加申込者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（法人の場合は所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人の場合は名称及び代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

「令和６年度市営住宅駐車場貸付一般競争入札説明書」に基づく入札への参加の申込みに際し、契約に係る入札保証金を次の理由により免除してくださるよう申請します。

（理由：該当するいずれかの事由にチェックをしてください。）

□　横須賀市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている

□　過去２年間に国、地方公共団体又は国等出資法人等と種類及び規模をほぼ同じくする契約

を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した（契約書の写しなどを添付）。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約の相手方 | 契約名 | 契約金額 | 契約年月日 | 履行年月日 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |